承認第3号

専決処分の承認を求めることについて (飛騨市税条例等の一部を改正する 条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和2年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

改正理由

地方税法の改正に伴う改正

専 決 処 分 書

飛騨市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

飛騨市長 都 竹 淳 也

飛驒市税条例等の一部を改正する条例

(飛驒市税条例の一部改正)

第1条 飛驒市税条例(平成16年飛驒市条例第65号)の一部を次のように改正する。 第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、 同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨 を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨 を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第2 7項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、 同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

- 第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び 次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過 した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならな い。ただし、地方税法第9条の2の規定による届け出がなされた場合にあっては、 この限りではない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及 び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、 氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税 台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
 - (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合

に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」 を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附

則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第3項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第27項を同条第26項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年

度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」 に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

(飛驒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飛驒市税条例等の一部を改正する条例(平成31年飛驒市条例第16号)の一部 を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(飛驒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 飛驒市税条例の一部を改正する条例(令和元年飛驒市条例第5号)の一部を 次のように改正する。

第2条のうち、飛驒市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第1条第3号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第2条第1号中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の飛驒市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法 (昭和40年法律第33号) 第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の

7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第 1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めのあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適 用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適 用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第 15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税 については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第 15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、な お従前の例による。

(飛驒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 飛驒市税条例の一部を改正する条例(平成27年飛驒市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の部中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の部中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(飛驒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 飛驒市税条例等の一部を改正する条例(平成29年飛驒市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(飛驒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 飛驒市税条例等の一部を改正する条例(平成29年飛驒市条例第31号)の一部 を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(飛驒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 飛驒市税条例等の一部を改正する条例 (平成30年飛驒市条例第35号) の一部 を次のように改正する。

附則第1条第1号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第3号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第4号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第4条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第6条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項中「32年新条例」を「2年新条例」に改め、同条第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「同項」を「第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項中「33年新条例」を「3年新条例」に改め、同条第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に、「同項」を「第1項」に改める。

(飛驒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 飛驒市税条例の一部を改正する条例(平成30年飛驒市条例第36号)の一部を 次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第3号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

現行

第1条~第36条の3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

<u>(4)</u> 略

 $2 \sim 5$ 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において

改正案

第1条~第36条の3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 略

 $2\sim5$ 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____(以下この条において

「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、 その旨

(4) 略

 $2\sim5$ 略

第36条の4~第47条の6 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置 法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項 の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48 条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 略

第49条~第53条の12 略

「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 略

 $2\sim5$ 略

第36条の4~第47条の6 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置 法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項 の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48 条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 略

第49条~第53条の12 略

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている 者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4	国定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由 <u>によ</u>
	<u>って</u> 不明である場合 <u>においては</u> 、その使用者を所有者とみなして、
	これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由<u>により</u>不明である場合<u>には</u>、その使用者を所有者とみなして、 固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を<u>課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u>
- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有 者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、 その使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、そ

- 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事 業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定 が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する 法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。) 又は十地改良法(昭和24年法律第195号)による十地改良事業の施 行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによ って仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益するこ とができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。) の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業 の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。) の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用す るもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合に おいては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益す ることができることとなった日から換地処分の公告がある日又は 換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当 該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課 - 税台帳に所有者として登記又は登録されている - 者をもって、仮使 用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者 以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使
- の者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、 当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者 に通知しなければならない。
- 6 十地区画整理法(昭和29年法律第119号)による十地区画整理事 業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定 が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する 法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。) 又は十地改良法(昭和24年法律第195号)による十地改良事業の施 行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによ り 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益するこ とができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。) の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業 の施行者が同法第100条の2 (密集市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。) の規定により 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用す るもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合に は、、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益す ることができることとなった日から換地処分の公告がある日又は 換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当 該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課 税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使 用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者 以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使

用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又 は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得し た者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記され る日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換 地又は保留地に係る同項の所有者とみなす

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によ って使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地 等」という。) 又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立 地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限 る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を 使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓 に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、 これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のう ち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特 例区(以下この項において「都道府県等」という。) 以外の者が同 法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあっては、当該 埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有 者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は 国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあっては、都 道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使 用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法 第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号 の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に 規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有

用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又 は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得し た者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記され る日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換 地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によ り 使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地 等」という。) 又は国が埋立て若しくは干拓により 造成する埋立 地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限 る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を 使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓 に関する工事に関して使用されているものを除く。) については、 これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のう ち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特 例区(以下この項において「都道府県等」という。) 以外の者が同 法第23条第1項の規定により 使用する埋立地等にあっては、当該 埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有 者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により 使用し、又は 国が埋立て若しくは干拓により 造成する埋立地等にあっては、都 道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使 用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法 第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号 の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に 規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有

者とみなす

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第55条~第60条 略

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

$2\sim8$ 略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。 以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税 の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第12項</u>の 規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準とな るべき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第55条~第60条 略

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

2~8 略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。 以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税 の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第11項</u>の 規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準とな るべき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法 <u>第349条の3第28項</u> 等の条例で定める割合)				
第61条の2 法 <u>第349条の3第28項</u> に規定する市の条例で定める割合				
は2分の1とする。				
2 法 <u>第349条の3第29項</u> に規定する市の条例で定める割合は2分の				
1とする。				
3 法 <u>第349条の3第30項</u> に規定する市の条例で定める割合は2分の				
1とする。				
(被災住宅用地の申告)				
第62条~第74条の2 略				
- -				
<u></u>				

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第61条の2 法<u>第349条の3第27項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 3 法<u>第349条の3第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の 1とする。

(被災住宅用地の申告)

第62条~第74条の2 略

(現所有者の申告)

- 第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。 以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載 した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、地方税法第 9条の2の規定による届け出がなされた場合にあっては、この限り ではない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若 しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死 亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)	
第75条 固定資産の所有者 (法第386条に規定する固定資産の所有者	5
をいう。)が第74条 <u>又は</u> 法第383条の規定 <u>によって</u>	
申告すべき事項について正当な事由がなく	
て申告をしなかった場合 <u>においては</u> 、その者に対し、10万円以下の	
過料を科する。	
2・3 略	4
第76条~第95条 略	5
(たばこ税の課税免除)	
第96条 略	至
	4
2 前項	
の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3	
に規定する書類を <u>提出しない場合には、適用しない</u> 。	
<u>3</u> 略	
(たばこ税の徴収の方法)	
第97条 略	<u> </u>

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条<u>若しくは</u>法第383条の規定<u>により、又は現所有者が前条の規定により</u>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合<u>には</u>、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 • 3 略

第76条~第95条 略

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。) の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2 項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号 に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定す る書類を保存している場合に限り、適用する。
- 3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。) の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則<u>第16条の2の3第2項</u> に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 略

(たばこ税の徴収の方法)

第97条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下本節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下本節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

 $2 \sim 5$ 略

第99条~第130条 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

 $2\sim5$ 略

6 <u>第54条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この 場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当 該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使 (たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下本節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下本節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

 $2\sim5$ 略

第99条~第130条 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

 $2\sim5$ 略

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この 場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当 該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使 用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の 土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第 23条第1項」と読み替えるものとする。

第132条~第151条 略

附則

第1条~第5条 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条~第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の

用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の 土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第 23条第1項」と読み替えるものとする。

第132条~第151条 略

附則

第1条~第5条 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条~第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の

6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

 $2 \sim 3$ 略

第9条 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある 各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3 の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の 4から第349条の5まで<u>又は法附則第15条</u>から第15条の3の2ま で」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

 $2 \sim 3$ 略

第9条 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある 各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3 の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の 4から第349条の5まで<u>又は附則第15条</u>から第15条の3の2ま で」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 3 法<u>附則第15条第2項第6号</u>に規定する市の条例で定める割合は 4分の3とする。

4 略

<u>5</u> 略

- <u>6</u> 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の 1とする。
- <u>7</u> 法<u>附則第15条第30項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は 3分の2とする。
- <u>8</u> 法<u>附則第15条第30項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第30項第3号</u>に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第31項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は 3分の2とする。
- <u>11</u> 法<u>附則第15条第31項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規 定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

第10条の2 略

- <u>2</u> 法<u>附則第15条第2項第5号</u>に規定する市の条例で定める割合は 4分の3とする。
- 3 略

<u>4</u> 略

- <u>5</u> 法<u>附則第15条第26項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の 1とする。
- <u>6</u> 法<u>附則第15条第27項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は 3分の2とする。
- <u>7</u> 法<u>附則第15条第27項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第27項第3号</u>に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第28項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は 3分の2とする。
- 10 法<u>附則第15条第28項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 11 法<u>附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規 定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 15 法<u>附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- <u>17</u> 法<u>附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- <u>18</u> 法<u>附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- <u>19</u> 法<u>附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- <u>21</u> 法<u>附則第15条第33項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- <u>22</u> 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 23 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は5分の 4とする。
- 24 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の

- 13 法<u>附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規 定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第30項第1号二</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- <u>15</u> 法<u>附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 16 法<u>附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規 定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 18 法<u>附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規 定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 19 法<u>附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- <u>21</u> 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の 2とする。

22 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の

- 1とする。
- 25 法<u>附則第15条第45項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- <u>26</u> 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する市の条例で定める割合は零とする。

27 略

第10条の3 略

(土地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平

- 1とする。
- 23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- <u>24</u> 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市の条例で定める割合は零とする
- 25 <u>法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は3分の</u>2とする。

26 略

第10条の3 略

(土地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令

成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度 分の固定資産税の特例)

- 第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成</u> 32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調 整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の

和元年度類似適用土地であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度 分の固定資産税の特例)

- 第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の 固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額 が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資 産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条におい て同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合 における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和</u> <u>2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調 整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の

課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成</u>32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上 0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の 固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当 該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの

課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和</u> 2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上 0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の 固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当 該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの

規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる

規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる

べき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第13条の2~第14条の2 略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち 平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに 対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動 産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の 課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用が ないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する 価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第 11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格

べき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第13条の2~第14条の2 略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から全和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち 平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに 対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動 産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の 課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用が ないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する 価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第 11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格

をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

 $3\sim4$ 略

第15条の2~第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人 の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第 5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下 この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定 をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。

 $3\sim4$ 略

第15条の2~第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人 の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第 5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下 この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定 する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税 の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則 第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は 確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3~第21条の2 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする 者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(<u>第54条第5項</u>の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>平成33年度</u>まで の各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 • 4 略

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税

する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税 の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則 第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は 確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3~第21条の2 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする 者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年度</u>まで の各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 • 4 略

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税

に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項 に規定する額に500円を加算した額とする。 に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項 に規定する額に500円を加算した額とする。

以下 略

以下 略

(傍線部分は改正部分)

現行

本則 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1 条中飛騨市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条 の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4 項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の 飛騨市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に 関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適 用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例 による。
- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定 は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成</u> 31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び附則9条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項

特例控除対象寄附金

特例控除対象寄附金

本則 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1 条中飛騨市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条 の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4 項までの規定は、<u>令和元年6月1日</u>から施行する。

改正案

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の 飛騨市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に 関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適 用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例 による。
- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定 は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和</u> 元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び附則9条の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項

特例控除対象寄附金

特例控除対象寄附金

		又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金 又は法第314条の7 第1項第1号に掲げ る寄附金(<u>平成31年</u> 6月1日前に支出し たものに限る。)

4 略

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後 の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の 軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税につい ては、なお従前の例による。

以下 略

		又は同条第1項第1
		号に掲げる寄附金
		(令和元年6月1日
		前に支出したものに
		限る。)
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金
		又は法第314条の7
		第1項第1号に掲げ
		る寄附金(<u>令和元年</u>
		<u>6月1日</u> 前に支出し
		たものに限る。)
	送付	略

4 略

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後 の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の 軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税につい ては、なお従前の例による。

以下 略

(第3条) 飛騨市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案
第1条 略	第1条 略
第2条 略	第2条 略
第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養	
者」に改める。	
略	略
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 略	第1条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 第2条中飛騨市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規	(2) 削除
定 令和3年1月1日	
(3) 第2条 (前号に掲げる改正規定を除く。) 及び附則第5条の規	(3) 第2条及び附則第5条の規
定 令和3年4月1日	定 令和3年4月1日
(市民税に関する経過措置)	(市民税に関する経過措置)
第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の飛騨市税条	第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の飛騨市税条
例(次項及び第3項において「会和9年新冬例」という。)第36冬	

第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の飛騨市税条例(次項及び第3項において「令和2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の飛騨市税条例(次項及び第3項において「令和2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>令和元年度分</u>までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 略	2 略
3 略	3 略
第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の飛騨市税条	第3条 削除
例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年	
度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分まで	
の個人の市民税については、なお従前の例による。	
以下略	以下略

(附則第4条) 飛騨市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

本則 略

附則

第1条~第5条 略

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 略

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する 売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われ る紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、飛騨市税条例第95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

現行

- (1) (2) 略
- (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき 4,000円

3~12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し 又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻 たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小 売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附 則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻 たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出 したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることと 本則 略

附則

第1条~第5条 略

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 略

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する 売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われ る紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、飛騨市税条例第95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

改正案

- (1) (2) 略
- (3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000本につき 4,000円

3~12 略

13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し 又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻 たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小 売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附 則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻 たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出 したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることと なるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所 在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区 域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所にお いて所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡した ものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ 税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級 品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円と する。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を 課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項		
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において		
		準用する同条第4項		
	平成28年5月2日	平成31年10月31日		
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日		
略				

以下 略

なるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所 在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区 域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所にお いて所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡した ものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ 税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級 品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円と する。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を 課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句に読み替えるものとする。

		
第5項	 前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において
		準用する同条第4項
	平成28年 5 月 2 日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
略		

以下 略

(附則第5条) 飛騨市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行

本則 略

附則

(施行期日)

本則 略

附則 (施行期日)

- 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 略
 - (2) 第2条から第4条の規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の飛騨市税条例(附則第4条にお いて「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、前条第2号に 掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税 及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について 適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に 開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例 による。

第3条 略

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分 は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割につい

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改正案

- (1) 略
- (2) 第2条から第4条の規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の飛騨市税条例(附則第4条にお いて「元年新条例」という。)第34条の4の規定は、前条第2号に 掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税 及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について 適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に 開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例 による。

第3条 略

第4条 元年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分 は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割につい

て適用する。

2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32</u> <u>年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年</u> <u>度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以下 略

て適用する。

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2</u> 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年</u> 度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以下 略

(附則第6条) 飛騨市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案
本則 略	本則 略
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲	第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲
げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 略	(1) 略
(2) 第3条の規定 平成31年10月1日	(2) 第3条の規定 令和元年10月1日
(市民税に関する経過措置)	(市民税に関する経過措置)
第2条 この条例による改正後の飛騨市税条例(次条において「新条	第2条 この条例による改正後の飛騨市税条例(次条において「新条
例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、 <u>平成31年度</u>	例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、 <u>令和元年度</u>
以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの	以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの
個人の市民税については、なお従前の例による。	個人の市民税については、なお従前の例による。
以下 略	以下 略

(傍線部分は改正部分)

本則 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

現行

- (1) 第2条の規定 平成31年10月1日
- (2) 第3条並びに附則第5条及び第6条の規定 <u>平成32年10月1</u> 日
- (3) 第4条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>平成33年10月1</u> 日
- (4) 第5条の規定 平成34年10月1日
- 第2条・第3条 略

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における 前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中 「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98 条第1項」とする。

第5条 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある

本則 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改正案

- (1) 第2条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第3条並びに附則第5条及び第6条の規定 <u>令和2年10月1</u> <u>日</u>
- (3) 第4条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>令和3年10月1</u> 日
- (4) 第5条の規定 令和4年10月1日
- 第2条 第3条 略

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における 前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中 「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98 条第1項」とする。

第5条 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある

場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者 の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30 年総務省令第25号。附則第8条第2項において「平成30年改正規則」 という。)別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに 市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>まで に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付 書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の飛騨市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。

場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者 の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30 年総務省令第25号。附則第8条第2項において「平成30年改正規則」 という。)別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに 市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>今和3年3月31日</u>まで に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付 書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の飛騨市税条例(以下この項及び次項において「2年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 <u>32年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第7条 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項

この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 <u>2年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて<u>第1項</u>の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第7条 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 <u>令和3年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項

の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が 卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者 等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小 売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこ を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に 小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。 この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものと みなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,00 0本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者 の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を 平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年3月31日</u>まで に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付 書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飛騨市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 <u>33年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない 理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡 の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が 卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者 等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小 売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこ を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に 小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。 この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものと みなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,00 0本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者 の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を 令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和4年3月31日</u>まで に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付 書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飛騨市税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 <u>3年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない 理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡 した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、 又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用 する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条 の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申 告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理 由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受け ようとする製造たばこについて<u>同項</u>の規定により市たばこ税が課 された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で 同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。 した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、 又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用 する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条 の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申 告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理 由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受け ようとする製造たばこについて<u>第1項</u>の規定により市たばこ税が課 された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で 同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(傍線部分は改正部分)

本則 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

現行

- (1) 略
- (2) 第23条及び第48条の改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成</u> 32年4月1日
- (3) 第24条(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。)、第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条本文に掲げる規定による改正後の飛騨市税条例の規定 中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の 市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税について は、なお従前の例による。
- 2 前条第3号に掲げる規定による改正後の飛騨市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 略

本則 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改正案

- (1) 略
- (2) 第23条及び第48条の改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和</u> 2年4月1日
- (3) 第24条(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。)、第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 今和3年1月1日(市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条本文に掲げる規定による改正後の飛騨市税条例の規定 中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の 市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税について は、なお従前の例による。
- 2 前条第3号に掲げる規定による改正後の飛騨市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 略

資 料

第3条 略	第3条 略
以下 略	以下 略

飛騨市税条例等の一部を改正する条例(案)要旨

- 改正の趣旨
 地方税法の改正に伴う改正
- 2 改正の内容
 - (1) 第1条

個人市民税関係

① 給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において扶養親族申告書への記載を不要とするもの。

(第36条の3の2、第36条の3の3関係)

② 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの。

(改正前) 平成33年度まで → (改正後) 令和6年度まで

(附則8条関係)

③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの。

(改正前) 平成32年度まで → (改正後) 令和5年度まで

(附則第17条の2関係)

固定資産税関係

④ 現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の 拡大に伴う規定を整備するもの。

(第54条、第74条の3、第75条関係)

⑤ 特定水力発電設備(5,000 k w以上)に係る固定資産税の特例措置における地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入に伴う規定を整備するもの。

特例対象資産	課税標準額に乗じる 特例割合	適用期間
特定水力発電設備	7/12(下限)	3年間
(5,000kw以上)	※参考 特例割合の範囲	
	7 / 12~11 / 12	

(附則第10条の2関係)

- ⑥ 浸水被害軽減地区として指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準 の特例措置の創設に伴う規定を整備するもの。
 - ※水防法第15条の6第1項の規定により令和2年4月1日から令和5年3 月31日までの間に指定された地区。

特例対象資産	課税標準額に乗じる 特例割合	適用期間
浸水の拡大を抑制する	2/3 (参酌基準)	3年間
効用があると認められ	※参考 特例割合の範囲	
る自然堤防等を形成す	1/2~5/6	
る土地		

(附則第10条の2関係)

たばこ税関係

⑦ 卸売業者等が輸出目的による取引や汚損したたばこを廃棄する場合において、課税免除の適用を受けるために従来必要であった書類の提出を不要とするもの。

(第96条、第98条関係)

(2) 第2条及び第3条

地方税法等の改正による項ずれ及び新元号施行に伴い、所要の改正を行うもの。

3 施行日 令和2年4月1日